

改正労働安全衛生規則等の概要について (貨物自動車関係)

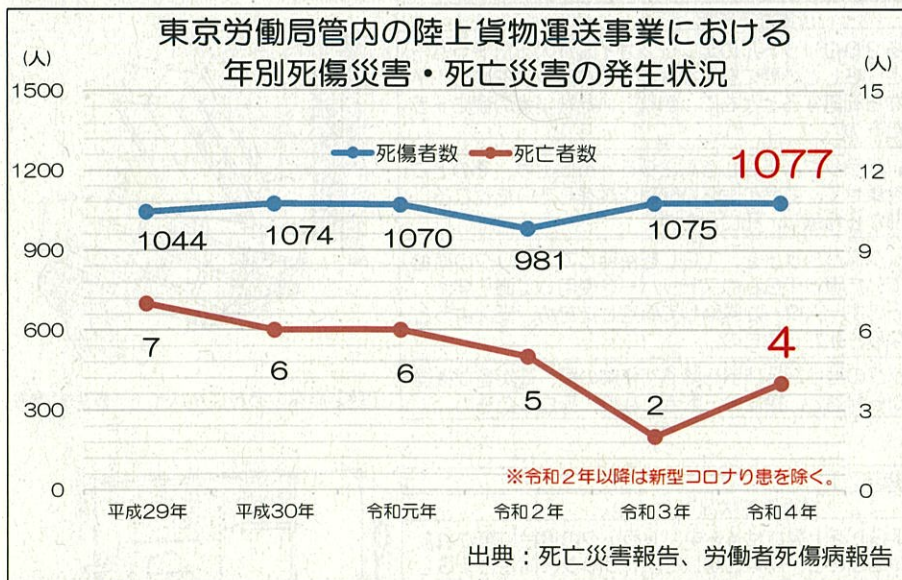
厚生労働省 東京労働局 労働基準部 安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

陸上貨物運送事業における労働災害発生状況（東京労働局管内）

陸上貨物運送事業：道路貨物運送業と陸上貨物取扱業



陸上貨物運送事業における死傷災害・死亡災害のポイント

- ・休業4日以上の死傷者数は毎年1,000人程度を推移しているが、平成29年以降では令和4年の1077人が最多となっている。
- ・死亡者数は平成29年以降は減少傾向にあったが、令和4年においては前年比2人増の4人と、増加に転じている。

陸上貨物運送事業における労働災害発生状況（東京労働局管内）

陸上貨物運送事業における労働災害発生状況

※令和2年以降は新型コロナウィズを除く。

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
死亡者数		7	6	6	5	2	4
事故の型別	交通事故（道路）	3	5	1	1	1	1
	墜落・転落	1	1	2	2	0	1
	はさまれ、巻き込まれ	1	0	1	0	1	1
	倒壊・崩壊	0	0	0	1	0	0
	飛来・落下	1	0	0	0	0	0
	その他	1	0	2	1	0	1
死傷者数		1,044	1,074	1,070	981	1,075	1,077
事故の型別	墜落・転落	297	245	260	212	230	234
	動作の反動、無理な動作	198	195	213	214	259	262
	転倒	135	195	202	175	183	189
	はさまれ、巻き込まれ	104	106	126	113	102	91
	激突	75	82	63	69	87	99
	交通事故（道路）	60	56	46	49	59	50
その他	175	195	160	149	155	152	
(参考) 全産業 死傷者数		9,837	10,486	10,570	9,673	10,042	10,802

出典：死亡災害報告、労働者死傷病報告



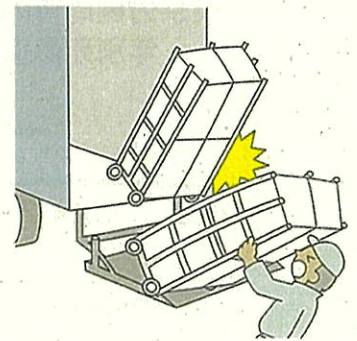
陸上貨物運送事業における事故の型別のポイント

- ・道路上の交通事故による死亡災害は平成29年以降毎年発生しているが、令和3年を除くと墜落・転落による死亡災害も毎年のように発生しており、これは死傷者数の項目においても多数を占める。
- ・近年では、動作の反動、無理な動作による腰痛災害等も増加傾向となっている。
- ・転倒災害や荷台・運転席等から飛び降りたことによる激突災害も多く、行動災害による被災も目立っている。

テールゲートリフター（TGL）に起因した労働災害事例

【全国で発生したTGLに係る死亡災害事例（令和4年～抜粋）】

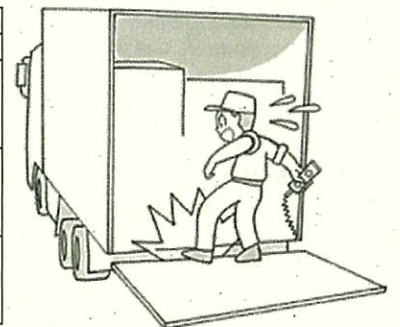
発生年月	業種	事故の型	災害発生状況
令和5年6月	燃料小売業	墜落、転落	トラックの荷台後方から200リットルのエンジンオイルが入ったドラム缶を押していた際、荷台とTGLとの間に右足がはまってバランスを崩し、78cm下の地上に頭部から転落するとともに、倒れていた被災者の頭にドラム缶も落下し、死亡したものの。
令和4年12月	自動車整備業	墜落、転落	トラックの修理のため、トラックのTGLを高さ65cmに上げ、その上に高さ90cmの踏み台を乗せて、荷台の雨漏り修理作業をしていたところ、踏み台から地面に頭部から転落し、死亡したものの。
令和4年4月	一般貨物自動車運送業	激突され	商品の入ったロールボックスパレットを、TGLを使用してトラックの荷台に搬入する作業を行っていた際、TGLのストッパーを使用しておらず、ロールボックスパレットのキャスターが脱輪して転落したため、支えようとした被災者が下敷きとなり、死亡したものの。
令和4年1月	機械器具設置工事業	墜落、転落	TGLを使用してトラックの荷台から機器を降ろす作業の際、被災者が機器とともにTGLの端部から転落し、機器の下敷きとなり、死亡したものの。



【出典】職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

【東京都内で発生したTGLに係る休業災害事例（令和5年～抜粋）】

発生年月	業種	事故の型	災害発生状況
令和5年3月	一般貨物自動車運送業	挟まれ、巻き込まれ	TGLに乗ったまま、TGLを上昇させる途中、トラックの荷台に置かれた配送用の電子端末を掴んだところ、体勢を崩して、トラックの荷台とTGLとの間に右手を挟まれ、計2指を切断したものの。（休業見込み3か月）
令和5年2月	一般貨物自動車運送業	激突	TGLに乗ったまま、TGLを上昇させたところ、TGLのリモコンを地上に落とし、リモコンを拾うためにTGLの端に腰かけ、地面に飛び降りたところ、着地した衝撃で右足のすねを骨折したものの。（休業見込み3か月）
令和5年1月	その他の事業	墜落、転落	トラックの荷台上の荷を地上へ降ろすため、上昇させたTGL上を後退したところ、右足がTGLの端から滑り落ちて転落し、着地した衝撃で右足のかかとを骨折したものの。（休業見込み3か月）



【出典】職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会

1 趣旨・目的

陸上貨物運送事業における労働災害が増加傾向にある中において、労働災害の7割を占め、その多くが荷主、配送先等で発生している荷役作業時の労働災害を防止するため、学識経験者、労使代表者等による検討会を設置し、陸運事業者及び荷主、配送先等の事業者等に対する荷役災害防止に関する今後の安全対策のあり方について検討する。

2 検討事項

- (1) 荷役作業における安全対策のあり方に関すること
- (2) 荷役作業に従事する者や安全管理を担当する者等の人材育成に関すること
- (3) 荷役作業における安全意識の高揚のための支援に関すること
- (4) その他荷役作業における安全対策に関すること

3 委員名簿

安部 慎二	一般社団法人日本自動車車体工業会	TGL技術分科会委員
大西 明宏	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所	上席研究員
大西 政弘	公益社団法人全日本トラック協会	交通・環境部長
(座長) 苦瀬 博仁	東京海洋大学	名誉教授
黒川 久幸	東京海洋大学学術研究員	流通情報工学部門教授
宿谷 肇	一般社団法人日本パレット協会	専務理事 (第8回～第10回)
高瀬 健一郎	一般社団法人日本産業車両協会	専務理事
福本 博二	一般社団法人日本パレット協会	専務理事 (第1回～第7回)
二村 浩之	NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社	コンプライアンス・リスク統括部 安全品質推進部長
森山 みずほ	ウーマンカーライフ研究家/モータージャーナリスト	
世永 正伸	全日本運輸産業労働組合連合会	中央副執行委員長

(五十音順)

5 開催状況

第1回	令和3年12月24日
第2回	令和4年1月24日
第3回	令和4年2月24日
第4回	令和4年3月7日
第5回	令和4年3月30日
第6回	令和4年4月28日
第7回	令和4年5月30日
第8回	令和4年6月28日
第9回	令和4年7月25日
第10回	令和4年8月26日

(報告書とりまとめ)

4 事務局

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

5

労働安全衛生規則改正内容について

1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大

現行、最大積載量5トン以上の貨物自動車について、昇降設備の設置義務及び荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務が規定されているところ、それらの義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量5トン以上の貨物自動車から、2トン以上のものに拡大するもの。

なお、保護帽を着用させる義務の拡大については、上記のうち、荷台の側面が構造上開閉できるもの等、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で荷役作業が行われるおそれがあるものや、テールゲートリフターが設置されているもの(テールゲートリフターを使用するときに限る。)とするもの。



昇降設備の例

2 テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化

荷役作業に使用されるテールゲートリフターは、その構造及び特性に起因する労働災害のリスクが存在するため、その機能や危険性を意識し、安全な作業方法を身に付けた上で作業を行う必要があることから、労働安全衛生法第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育が必要な業務として、テールゲートリフターの操作の業務(荷役作業を伴うものに限る。)を規定するもの。

※ 併せて、安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号)について、テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育(テールゲートリフターに関する知識、テールゲートリフターによる作業に関する知識及び関係法令の科目に係る学科教育(計4時間)及びテールゲートリフターの操作の科目に係る実技教育(2時間))を新たに規定するもの。

3 運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外

テールゲートリフターの操作においては、原動機を動かさなければテールゲートリフターが動かない構造のものも存在することから、運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合においては、逸走防止措置を引き続き義務付けるが、原動機の停止義務については適用除外とすること等とするもの。

4 施行日等

公布日：令和5年3月28日

施行/適用期日：令和5年10月1日(2の特別教育の義務化については令和6年2月1日)

6

1. 昇降設備の設置（安衛則第151条の67関係）①（令和5年10月1日施行）

【改正後の労働安全衛生規則（抜粋）】※赤字が改正部分

（昇降設備）

- 第151条の67 事業者は、最大積載量が**2トン以上**の貨物自動車に荷を積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は最大積載量が**2トン以上**の貨物自動車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が**床面と荷台との間及び**床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。
- 2 前項の作業に従事する労働者は、**床面と荷台との間及び**床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。

【改正の趣旨等】※令和5年3月28日付け基発0328第5号より抜粋

- 荷を積み卸す作業を行うときに、**昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものとしたものであること。**
- 労働者が床面と荷台との間を昇降する際、荷台からの墜落・転落災害が多く発生していることを踏まえ、**昇降設備の設置対象となる箇所に、「床面と荷台との間」を明記したものであること。**なお、例えば、荷台に昇降するが、荷台の荷の上に昇降しない場合にあつては、当然、荷台への昇降設備の設置のみで差し支えないものであること。
- 「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等を含むものであること。テールゲートリフターを中間位置で停止させて**ステップとして使用する場合にあっては、当該テールゲートリフターについても、昇降設備として認められるものであること。**なお、テールゲートリフター製造者がテールゲートリフターの動作時に作業員の搭乗を認めていないにもかかわらず、当該テールゲートリフターの動作時に労働者を搭乗させることは、安衛則151条の14の主たる用途以外の使用に当たる場合があること。
- 本条が適用されない貨物自動車において荷を積み卸す作業等を行う場合であっても、**高さが1.5メートルを超える箇所で作業を行うときは、安衛則第526条の規定が適用されることに留意すること。**

7

1. 昇降設備の設置（安衛則第151条の67関係）②（令和5年10月1日施行）

- **昇降設備について**（安衛則第151条の67関係） 【出典】「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。」（厚生労働省）
荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものが追加されます。

「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。
なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t未満	2t以上 5t未満	5t以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さが1.5mを超える箇所で作業を行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

- 貨物自動車への昇降設備の設置が必要な作業（補足）



作業床面	1.5m以上※	荷台上の荷の上面	荷台上
改正前	必要 (最大積載量によらず)	必要 (最大積載量5 t 以上)	不要 (だが設置が望ましい)
改正後		必要 (最大積載量2 t 以上)	必要 (最大積載量2 t 以上)

※作業床面の高さが地上から2m以上ある場合には、墜落防止措置として手すりの設置等が必要でず。

8

1. 昇降設備の設置（安衛則第151条の67関係）③（令和5年10月1日施行）

昇降設備の留意事項について

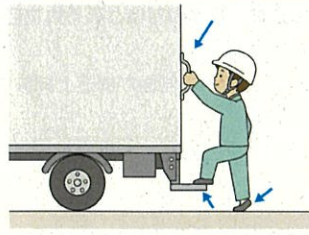
【出典】「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。」（厚生労働省）



(墜落のリスクが高い)

(望ましい)

貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。



貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。



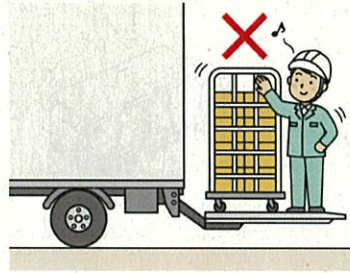
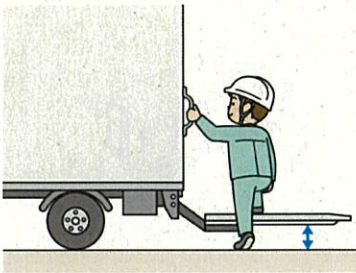
可搬式の踏み台等の例

特に平ボディ車やウイング車等は、あおりを下すと、車体の下に昇降用のステップを設置しても使用できないので、可搬式の踏み台等を活用しましょう。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】

テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。

原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。



・安全に昇降するための設備とは（補足）
脚立や可搬式作業台は、昇降を目的として設計されていませんので、安全に昇降するための設備には該当しません。昇降を目的とした設備を設置してください。



9

2. 保護帽の着用（安衛則第151条の74関係）①（令和5年10月1日施行）

【改正後の労働安全衛生規則（抜粋）】※赤字が改正部分

（保護帽の着用）

第151条の74 事業者は、**次の各号のいずれかに該当する**貨物自動車に荷を積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は次の各号のいずれかに該当する貨物自動車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うとき（**第三号に該当する貨物自動車にあつては、テールゲートリフターを使用するときに限る。**）は、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

一 最大積載量が五トン以上のもの

二 最大積載量が二トン以上五トン未満であつて、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの

三 最大積載量が二トン以上五トン未満であつて、テールゲートリフターが設置されているもの（前号に該当するものを除く。）

2 (略)

【改正の趣旨等】※令和5年3月28日付け基発0328第5号より抜粋

- 荷を積み卸す作業を行うときに、**労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量が5トン以上のものに加え、上記の第二・三号のものとしたものであること。**
- 「荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの」には、**あおりのない荷台を有する貨物自動車並びに平ボディ車及びウイング車が含まれるものであり、バン（荷台の四方が囲まれた箱形のもの（ウイング車を除く。））等は含まれないものであること。**
- 「テールゲートリフターを使用するとき」には、**テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う場合や、テールゲートリフターを中間位置で停止させ、労働者が単にステップとして使用する場合で、荷を積み卸す作業を行わないときは含まれないものであること。**
- 貨物自動車の荷台の高さの荷受け台（プラットフォーム等）が設置され、荷台の端部から墜落するおそれがない場所において荷を積み卸す作業を行う場合や、荷を積み卸す作業のために労働者が荷台又は積荷の上に乗る必要がない場合等、**墜落の危険がない状態で荷を積み卸す作業を行う場合は、第151条の74第1項の荷を積み卸す作業を行うときに該当せず、同項は適用されないこと。**
- 本条が適用されない貨物自動車において、荷を積み卸す作業等を行う場合であっても、**高さが2メートル以上の箇所で行う場合で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、安衛則第518条の規定が適用されることに留意すること。**

10

2. 保護帽の着用（安衛則第151条の74関係）②（令和5年10月1日施行）

● 保護帽について（安衛則第151条の74関係）

【出典】「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。」（厚生労働省）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウィング車等）。
- ② 最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t未満	2t以上 5t未満	5t以上	備考
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記以外)	○	高さ2m以上の箇所で行うときは、安衛則第518条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。


※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量2トン以上5トン未満のもの）

保護帽の着用が必要となるもの


※最大積載量5トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要。

(荷台の側面が構造上開閉できるものの例)



平ボディ車 ウィング車 建機運搬車


(荷台の側面が構造上開放されているものの例)



バン
(テールゲートリフターが設置されているもの)

適用されないもの

※墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することが望ましい。

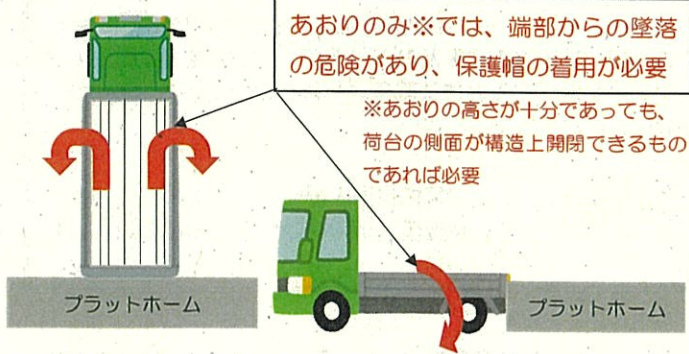


バン
(テールゲートリフターが設置されていないもの)

2. 保護帽の着用（安衛則第151条の74関係）③（令和5年10月1日施行）

・「墜落の危険がない場合」とは（補足）

① 「墜落の危険がある」

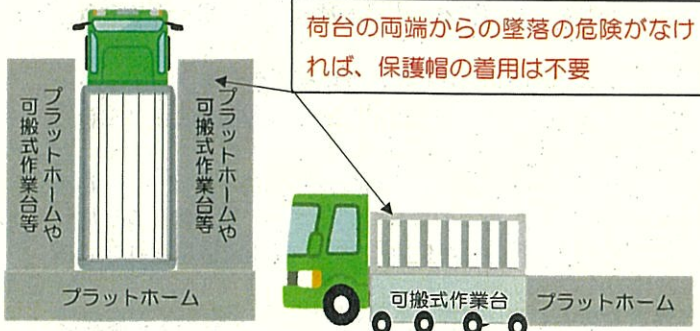


あおりのみ※では、端部からの墜落の危険があり、保護帽の着用が必要

※あおりの高さが十分であっても、荷台の側面が構造上開閉できるものであれば必要

プラットフォーム プラットホーム

② 「墜落の危険がない」



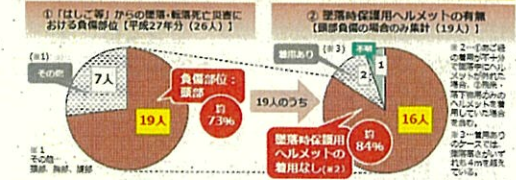
荷台の両端からの墜落の危険がなければ、保護帽の着用は不要

可搬式作業台等 プラットホーム プラットホーム 可搬式作業台 プラットホーム

・必ず墜落時保護用のヘルメットを着用しましょう！

ポイント3 必ず墜落時保護用のヘルメットを着用して下さい

※ 頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落時保護用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計）



ヘルメットのすぐれた効果

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは、労働安全衛生法第46条の規定により「保護帽の構造に適合した製品を指す」と定義されています。この保護帽には「防突・落下用」と「墜落時保護用」の2種類があり、前者は現場内に落下物や飛来物から頭部を守るためのヘルメット、後者は高さ2m以上の箇所で行う作業時に、墜落による頭部への衝撃から頭部を守るためのヘルメットを指します。

※ 高さ2m以上の箇所で行う作業時に、墜落による頭部への衝撃から頭部を守るためのヘルメットを着用することが必要です。

※ 保護帽の効果は、着用率が高くなるほど、頭部負傷の発生率が低下します。

※ 保護帽の効果は、着用率が高くなるほど、頭部負傷の発生率が低下します。

ヘルメットの着用ポイント

必ず保護帽を着用！

（着用時）

- 「墜落時保護用」を使用すること
- 傾けずに締めること
- あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 破損したものは取り替えること
- 耐用年数を守ること

特に○と□を忘れずに！（死亡災害時に多く見られた、忘れやすいポイントです）

● 調整ダイヤル ○ ヘルメットが固定されていない「調整ダイヤル」等に調整が施されていないこと！

□ 調整 ※高さ2m以上の箇所で行う作業時に、墜落による頭部への衝撃から頭部を守るためのヘルメットを着用することが必要です。

このリーフレットについて詳しくは、お近くの労働安全衛生センターにお問い合わせください。（H29.3）

【出典】「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」（厚生労働省）

3. 特別教育（安衛則第36条第5号の4関係）①（令和6年2月1日施行）

【改正後の労働安全衛生規則（抜粋）】※赤字が改正部分

（特別教育を必要とする業務）
 第36条 法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。
五の四 テールゲートリフター（第151条の2第七号の貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。以下同じ。）の操作の業務（当該貨物自動車に荷を積み作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。）

【改正後の安全衛生特別教育規程（抜粋）】

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止	2時間
	関係法令	労働安全衛生法令中の関係条項	0.5時間
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法		2時間



テールゲートリフターの例
 ※「パワーゲート」「テールリフト」等、メーカーごとに商品名が異なることに注意

【改正の趣旨等】※令和5年3月28日付け基発0328第5号より抜粋

- **荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務を特別教育の対象としたものであること。**
- 「テールゲートリフターの操作の業務」には、テールゲートリフターの稼働スイッチを操作することのほか、テールゲートリフターに備え付けられた荷の**キャストストップ等**を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等、**テールゲートリフターを使用する業務が含まれること**。なお、荷を積み卸す作業を伴わない**定期点検等の業務、貨物自動車以外の自動車等に設置されているテールゲートリフター、介護用の車両に設置されている車いすを対象とする装置等の操作の業務は含まれないこと**。
- テールゲートリフターの製造者、取付業者等による操作説明が、特別教育の対象である労働者に対して、**テールゲートリフターの操作を実際に行わせながら適切に実施される場合には、当該説明に要した時間を実技教育の教育時間に含まれるものとして取り扱って差し支えないこと**。
- その他、具体的な省略対象者については次スライドを参照のこと。

3. 特別教育（安衛則第36条第5号の4関係）②（省略できる者）

- 改正告示の施行日時点において、**荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務に6月以上従事した経験を有する者**

学科教育	テールゲートリフターに関する知識	1.5時間	→	45分	
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2時間	→	(変更なし)	
	関係法令	0.5時間	→	(変更なし)	
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法		2時間	→	1時間

- 平成25年6月18日付け基安安発0618第1号基安労発0618第1号「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく安全衛生教育の推進について」別添2「**荷役作業従事者のための安全衛生教育（陸運事業者向け）実施要領**」に基づく**安全衛生教育であって、教育内容にテールゲートリフターを含むものを受講した者**

学科教育	テールゲートリフターに関する知識	1.5時間	→	(省略可)	
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2時間	→	(省略可)	
	関係法令	0.5時間	→	(変更なし)	
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法		2時間	→	(変更なし)

- **陸上貨物運送事業労働災害防止協会が実施するテールゲートリフターに係る荷役作業安全講習会**（「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」をいう。）**を受講した者**

学科教育	テールゲートリフターに関する知識	1.5時間	→	(変更なし)	
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2時間	→	(省略可)	
	関係法令	0.5時間	→	(変更なし)	
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法		2時間	→	(変更なし)

4. 運転位置から離れる場合の措置（安衛則第151条の11関係） （令和5年10月1日施行）

【改正後の労働安全衛生規則（抜粋）】※赤字が改正部分

（運転位置から離れる場合の措置）

第151条の11 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。**ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる貨物自動車を運転する場合であつて、労働者が作業装置の運転のための運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合は、この限りでない。**

- 一 フォーク、ショベル等の荷役装置（**テールゲートリフターを除く。**）を最低降下位置に置くこと。
- 二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。
- 2 （略）
- 3 **事業者は、第一項ただし書の場合において、貨物自動車の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走を防止する措置を講じさせなければならない。**
- 4 **貨物自動車の運転者は、第一項ただし書の場合において、前項の措置を講じなければならない。**

【改正の趣旨等】※令和5年3月28日付け基発0328第5号より抜粋

- テールゲートリフターの収納位置は、必ずしも最低降下位置でないことから、**運転者が運転位置から離れるときにおける荷役装置を最低降下位置に置く義務について適用を除外することとしたこと。**
- テールゲートリフター等の作業装置（以下「テールゲートリフター等」という。）の操作のためには原動機を動作させなければならない構造のものも存在することから、**走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用を除外することとしたこと。**
- ブレーキを確実にかける等の**貨物自動車の逸走防止措置については、改正省令による改正後の安衛則第151条の11第3項により、引き続き義務付けられることに留意すること。**

15

5. テールゲートリフターの種類とその他注意すべき事項

テールゲートリフターの種類

（出典：厚生労働省「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。」）



アーム式



垂直式



後部格納式



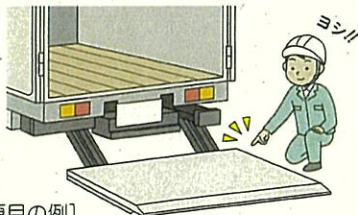
床下格納式

メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

その他、気をつけていただきたい事

【テールゲートリフターの点検について】

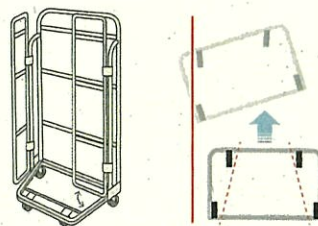
テールゲートリフターについては、安衛則第151条の75に基づき作業開始前に点検を行ってください。



【点検項目の例】

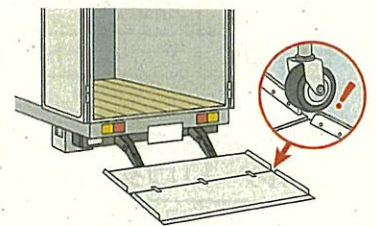
- ①正常に動作するか、異音がないか
- ②部材に亀裂、損傷、変形等がないか
- ③油圧系統に接手のゆるみや油漏れ等がないか
- ④スイッチは正常に動作するか、電気系統に異常はないか

【U字型ロールボックスパレットについて】



短辺側をストッパーに当てると斜め配置になり、転倒や荷崩れにつながるおそれがありますので、逸走防止措置を確実に講じてください。

【床下格納式におけるサイドストッパーの隙間についての注意事項】



折り畳み部周辺のサイドストッパーに隙間が生じるので、隙間から車輪が脱輪しないよう、注意してください。

16

6. 荷役作業の安全対策ガイドラインの改正

陸災防検討会において提言のあった事項のうち、法令改正事項に含まれないものであって荷役ガイドラインで措置すべきものについて、改正法令の公布にあわせガイドラインを改正した。その概要については以下のとおり。

【改正事項の概要】

- **事業者が講ずべき措置中**、荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策に、**テールゲートリフターの項目を設け**、以下の事項を追加したもの。
 - ・ テールゲートリフターの操作は特別教育を受講した者に行わせること
 - ・ 作業開始前及び定期に点検すること
 - ・ いわゆるU字型ロールボックスパレットの積載については、逸走防止措置を確実に講ずること。
 - ・ 床下格納式テールゲートリフターは、側部ストッパーに隙間が生じるため、当該隙間から車輪が脱輪しないよう、注意しつつ積載すること。
- 上記対策の、**ロールボックスパレット等による労働災害防止対策の項目に**、以下の事項を追加したもの。
 - ・ ロールボックスパレット等を移動させないときは必ずキャストーストッパーを使用すること。キャストーストッパーが備わっていない場合は、歯止め等適切な逸走防止措置を講ずること。
 - ・ 不具合があった場合は、所有者又は荷主に報告し、対応を協議すること。
 - ・ 最大積載重量を遵守するとともに、偏加重が生じないようにすること。
- **荷主等が講ずべき措置中**、荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策の、**ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策の項目に**、以下の事項を追加したもの。
 - ・ 荷主等がロールボックスパレット等に荷を積載する場合は、最大積載重量を遵守するとともに、偏荷重が生じないようにすること。
 - ・ 自身が所有するロールボックスパレットについて、最大積載荷重を表示するとともに、定期的に不具合の有無を点検し、不具合があった場合は、補修するまでの間使用してはならないこと。
 - ・ 陸運事業者より不具合等の報告があったときは、対応を協議すること。



【U字型ロールボックスパレット】
折りたたんで収納する際、ショッピングカートのごとく収納できるよう、前部のキャストの間隔が後部のキャストの間隔よりも短くなっている



【床下格納式テールゲートリフター】

床下に格納できるよう
テーブルが折りたたみ
式になっている

おわりに.第14次東京労働局労働災害防止計画 (陸上貨物運送事業を中心に抜粋)

第14次東京労働局労働災害防止計画（2023年度～2027年度）
～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

アウトプット指標

計画の重点事項の取組の成果として、
労働者の協力の下、事業者において実施する
事項を定めたもの

具体的には…

「陸上貨物運送事業における荷役作業の
安全対策ガイドライン」に基づく措置を
実施する陸上貨物運送業等の事業場
(荷主となる事業場を含む。)の割合を
2027年までに45%以上とする。

アウトカム指標

アウトプット指標を実施した結果として、
期待される事項、効果検証を行うための指標

具体的には…

陸上貨物運送事業における死傷者数を
2022年と比較して2027年までに5%以上減少
させる。

東京労働局の重点実施事項

達成を目指し、計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱う

具体的な重点実施事項

- ・ トラックからの荷の積み卸し作業における墜落・転落防止対策の充実強化を内容とする
改正労働安全衛生規則の周知・指導 ※本説明会の内容
- ・ 荷主事業者の敷地等で多く発生している荷役作業における荷主事業者対策への取組
- ・ **荷役作業における安全ガイドラインの周知徹底** ※本説明会の内容



○改正労働安全衛生規則関係



○荷役安全ガイドライン関係 (荷主等向け)



○陸上貨物運送事業における労働災害関係



○テールゲートリフター・ロールボックスパレット関係



○はしご・脚立等からの墜落・転落防止関係



○交通労働災害防止関係



○陸上貨物運送事業における好事例集

